

平成29年度 ブランドプロデュース支援事業 支援事業者公募要領

平成29年8月9日

1. 事業の目的

伝統産業や地場産業の中小企業者が、大都市圏等におけるニーズを踏まえた付加価値の高い商品づくりを行うために、デザインを戦略的に活用し、商品企画から流通までの一貫したブランドプロデュース（ブランディング）を支援することにより、中小企業者の商品開発・販路開拓を推進し、地域経済の活性化等に寄与することを目的としています。

2. 事業内容

伝統産業や地場産業（食品を除く工芸品等）の中小企業者等で、既に三重県外において販売実績があり、大都市圏などへの販路開拓を目指し、付加価値の高い商品づくりを行い、主体的に販路開拓に取り組もうとする事業者を三重県が業務委託した株式会社イシューが公募し、下記の事業内容のサポートを行うものです。

*商品開発に伴う経費は、自己負担となります。また、専門家の派遣についても、一定の派遣回数を超える経費については自己負担となります。

(1) ブランディング支援

商品企画から流通までの戦略を支援できる専門的な知識を有する者をコーディネーターとして充て、支援事業者の支援を行います。

(2) 専門家の活用による支援

コーディネーターと共に、必要なデザイン戦略のサポートができるように、支援事業者ごとに相応しい専門家を充て、支援事業者の支援を行います。

(3) 販路開拓サポート

ブランディング支援によってプロデュースした付加価値の高い商品の販路開拓につなげるために、支援事業者の進捗状況に応じて、効果的・効率的にPRできるようアドバイス等のサポートを行います。

3. 事業実施期間

審査による採択の決定日 ～ 平成30年3月23日(金)

4. 公募資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 三重県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等。

*「中小企業者等」とは、下記のことをいう。

①中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定するものをいう。ただし、次の業種に係る資本の額または出資の総額並びに常時使用する従業員の数に関しては、それぞれ次の表の数値以下の会社及び個人とする。）

業 種	資本の額または 出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
旅館業	五千万円	二百人

②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する企業組合及び協業組合

③事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法により設立された組合及びその連合会

④特例民法法人・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条の規定により設立された社団法人であって、当該法人の直接または間接の構成員の3分の2以上が第1項の規定する中小企業者である団体

(2) 伝統的な技術または技法を用いて製造された工芸品や地域に根ざした地場産業の商品（食品を除く工芸品等）を生産、製造または販売（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）している者。

*地域に根ざした産業の商品とは、鋳物業、木製品製造業、水産加工業、貴金属加工業、繊維製品製造業、ゴム製品履物製造業など県内の歴史、風土、経営資源等による地域性のある産業の商品。

(3) 付加価値の高い商品づくりを行う魅力ある商品を有する者。

(4) すでに三重県外の事業者と取引（販売実績）のある者。

(5) 大都市圏などへの販路開拓を目指し、主体的に販路開拓に取り組もうとする者。

(6) 本事業を的確かつ円滑に遂行するための人材を有するとともに、本事業を遂行するための経営基盤を有している者。

(7) 三重県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がない者。

(8) 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条第4号（暴力団）、第5号（暴力団関係者）、第6号（暴力団関係法人等）に基づく定義に該当すると認められない者。

5. 公募の手続き

(1) 公募期間

平成29年8月9日（水）から 平成29年8月23日（水） 17時必着

(2) 応募書類

①以下の書類を様式に従って作成してください。

なお、様式の電子ファイルについては、下記 URL にアクセスして必要事項を入力の上ダウンロードしてください。

URL : <http://www.mie-brandproduce.com>

書類	郵送	E-mail
01 公募申請書（様式第1号）	正本1部、副本2部	電子ファイル
02 申請者に関する書類 ・企業等の事業概要及び商品がわかる資料 (任意)	正本1部、副本2部	電子ファイル

* 郵送する書類は、上記の順番どおりに左上をクリップで留めたものを3セット用意し、一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「三重県ブランドプロデュース支援事業 応募書類」と記載してください。

* E-mail で送付する書類は、それぞれの電子ファイルに上記のとおりの名前をつけ、一つにまとめたフォルダを圧縮したファイルを添付してください。添付ファイル名は、「三重県ブランドプロデュース支援事業 応募書類」としてください。

②提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③機密保持には十分配慮いたします。ただし、申請書類等受理後、情報等の管理については万全の注意を払いますが、天災その他不慮の事故（破損・紛失・損失）については、責任を負いませんのでご承知おきください。

④採択された場合には、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となりますのでご了承ください。

⑤応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等及びE-mailにより以下に提出してください。

<郵送・宅配便等>

〒500-8268 岐阜県岐阜市茜部菱野4丁目125番地

株式会社イシュー 「三重県ブランドプロデュース支援事業」事務局あて

<E-mail>akiba@issue.bz

*持参による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

*公募期間を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で公募期間最終時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付してください。

6. 審査・採択について

(1) 審査方法

デザイン戦略をブランディングできる専門的な知識を有するコーディネーター等による書類審査を行い、総合的に評価し支援事業者を決定します。

(2) 審査基準

応募書類に基づき、以下の内容を審査のうえ、総合的な評価を行います。

- ① 応募書類に不備がないか。
- ② 応募資格を満たしているか。
- ③ ブランディング支援を行う商品等が、本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業を遂行するための人材、経営基盤を有しているか。
- ⑤ ブランディング支援を受けたい商品の課題が明確か。
- ⑥ 販路開拓の取組や今後の展開等の内容が具体的であるか。

(3) 採択件数

採択件数は、3件です。

(4) 採択結果の決定及び通知について

採択された支援事業者については、三重県のホームページ等で公表するとともに、当該事業者に対し、その旨を「三重県ブランドプロデュース支援事業」事務局から連絡します。

なお、審査の経過や採択されなかった理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

7. 問い合わせ先・事務局

株式会社 イシュー「三重県ブランドプロデュース支援事業」事務局

<電話>058-276-3132 (担当:秋場・小谷)

<E-mail>akiba@issue.bz

*受付時間は9時から17時まで(土・日曜日・祝日、8月11日から16日を除く)

*ご連絡の際は、必ず「三重県ブランドプロデュース支援事業について」とお問い合わせください。